

# POLICE 情報

- ◆ 自治体広報紙等活用版 … P. 1
- ◆ ひょうご防犯ネット+（プラス）の利用者拡大 … P. 3
- ◆ 若年層の性暴力被害予防対策の推進 … P. 4
- ◆ 春の行楽期における山岳遭難の防止 … P. 8
- ◆ 春の全国交通安全運動 … P. 11

令和 8 年  
4 月 号



**こんにちは県警です**

**サンテレビ**

毎月第1土曜日  
午前8時30分～(15分間)  
4月の放送は4月4日(土)

**パトロールニュース**

**ラジオ関西**

558 KHzで放送中！  
毎週月曜日  
午後0時08分ごろ～(約2分間)

**ひょうご防犯ネット+(プラス)**

**兵庫県警察安全安心アプリ！**

アプリで犯罪情報や防犯情報  
交通事故情報などをお届け！  
防犯ブザー、性犯罪対策  
などの防犯機能も搭載中！

**兵庫県警察ホームページ**

**兵庫県警察を紹介**

県警からのお知らせなど  
役立つ情報を配信中！

兵庫県警察

**兵庫県警察公式アカウント**

防犯・交通・イベント・採用案内など  
県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→  
ぜひ登録してください！

兵庫県警察  
Facebook

兵庫県警察  
X (旧Twitter)

兵庫県警察  
YouTube

兵庫県警察  
Instagram



## 自治体広報紙等活用版



### 【ひょうご防犯ネット+(プラス)の利用者拡大】

兵庫県警察安全安心アプリ「ひょうご防犯ネット+(プラス)」を活用して、安全安心な生活を送りましょう。

犯罪情報や防犯情報などのお知らせのほか、防犯ブザー・性犯罪対策機能などを搭載している便利なアプリです。

〈ダウンロードはこちらから〉



兵庫県警察  
「ひょうご防犯ネット+(プラス)」

### 【X「兵庫県警察安全安心情報」のフォローをお願いします！】

Xでは、

- 事件や防犯等に関する情報
- 各種キャンペーンなどの情報

を投稿しています。

ぜひフォローをお願いします！



兵庫県警察  
「X(兵庫県警察安全安心情報)」

### 【若年層の性暴力被害予防対策の推進】

女性がアダルトビデオに出演させられる問題や、高校生らが「JKビジネス」などと呼ばれる営業に足を踏み入れ性的な被害に遭う問題など、若い女性に対する性的な暴力が深刻な社会問題となっています。

AV出演強要や「JKビジネス」に関する被害、各種トラブルで悩んでいる方は、全国に設置している警察相談専用窓口や最寄りの警察署に相談してください。

### 【春の行楽期における山岳遭難の防止】

登山届は、遭難した場合に捜索・救助の手掛かりとなる重要なものです。

入山地を管轄する警察署や所属する山岳会などに提出しましょう。

オンライン登山届受理システム「コンパス」を活用すれば、インターネット上で簡単に登山届が提出できます。

「登山のコンパス」で検索を。

**【春の全国交通安全運動】**

運動期間 令和8年4月6日(月)から4月15日(水)

- 「交通安全意識を高める日」 4月 6日(月)
- 「交通事故死ゼロを目指す日」 4月10日(金)
- 「横断歩道おもいやりの日」 4月11日(土)
- 「高齢者交通安全の日」 4月15日(水)
- 「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」  
4月15日(水)

ひょうご防犯ネット+（プラス）の利用者拡大  
～ひょうご防犯ネット+（プラス）で危険を察知！～

兵庫県警察安全安心アプリ「ひょうご防犯ネット+（プラス）」

主な機能

- お知らせ（情報をプッシュ通知で配信）
- パトロール（重点エリアをパトロール）
- 防犯ブザー
- 防犯情報だけでなく、交通情報も配信
- ココ通知（あらかじめ登録した人に現在地を通知）

など、ほかにも便利な機能がたくさん！

今すぐダウンロードを！

ダウンロードはコチラから



兵庫県警察  
「ひょうご防犯ネット+（プラス）」

アプリがダウンロードできない方はコチラ

今までどおり、メールで情報をお届けします！

ご希望に沿って、情報の種別や地域を選択することができます。



兵庫県警察  
「ひょうご防犯ネット」  
メールアドレス

[support@police.pref.hyogo.lg.jp](mailto:support@police.pref.hyogo.lg.jp)  
に空メールを送信

※ 空メール送信後、返信がない場合は、件名欄に任意の文字（ひらがな1文字でも可）を入力して、再度メールを送信してください。

※ メールを受信拒否設定をされている方は、hbnet@police.pref.hyogo.lg.jpからのメールが受信できるように設定をお願いします。

《生活安全企画課》

## 若年層の性暴力被害予防対策の推進 ～若者の性暴力被害を社会でガード！～

近年、女性が自分の意思に反してアダルトビデオに出演させられる問題や高校生らが「JKビジネス」などと呼ばれる営業に興味本位で足を踏み入れ、性的な被害に遭う問題など、全国的に若者に対する性的な暴力が深刻な社会問題となっています。

特に春は、進学や就職などで若者の生活環境が大きく変わる時期です。

街角では、モデルや芸能人への勧誘・募集を装う偽芸能スカウトが、SNS上では、撮影会やモデルの募集を装った悪徳芸能事務所が、新生活をスタートさせたばかりの若者を狙っています。

そこで、これまで警察に相談があった事例などを紹介しますので、家族で情報を共有していただき、被害に遭わないように注意をお願いします。

### アダルトビデオ出演被害問題とは

モデルやアイドルへの勧誘などを受けた女性がだまされたり、脅されたりするなどしてアダルトビデオに出演させられる事案や契約後にアダルトビデオだと分かり、出演を拒否すると多額の違約金を請求されてしまい、出演を強要される事案などが問題となっています。

また、最近ではインターネット上の動画配信サービスなどの普及により、個人でも気軽に動画を配信・販売することが可能になり、個人間の撮影による被害なども発生しています。

### AV出演被害防止・救済法について

アダルトビデオの出演被害問題を受けて、令和4年6月、いわゆるAV出演被害防止・救済法が成立しました。

この法律によって、性行為映像制作物（AV）の出演を契約してしまった後でも無条件で契約をなかったことにしたり、撮影された映像の公表を止めたりすることができるようになりました。

### 警察への相談事例

#### ○ スカウトをきっかけとした相談

街中で「モデルになりませんか」などと勧誘され、ついて行くと、財布などを取り上げられ、男数人にアダルトビデオに出演するよう強要され、出演してしまった。

#### ○ インターネット上のモデル応募をきっかけとした相談

ファッションモデルの撮影だと思いインターネットで応募した結果、実際

はアダルトビデオの撮影であり、断ることができず撮影された動画が無修正で配信された。

#### ○ 違約金などの請求に関する相談

スカウトから芸能会社とタレント契約をし、グラビアの撮影と思って現場に行くと、アダルトビデオの撮影だったので、拒否したが「損害を弁済してもらおう」などと脅され、出演させられた。

### 被害に遭わないために

被害に遭わないために

- スカウトから勧誘を受けた際は、名刺をもらい、名前や事務所を確認する。
- その場ですぐに決めず、一度家に持ち帰って考える。
- SNSなどの個人情報は絶対に教えない。
- 内容がよく分からない書類には、その場でサインをしない。

などしてください。

また、アダルトビデオ出演被害問題では、女性が出演を断ると多数のプロダクション関係者に取り囲まれて「契約違反となる」「違約金を払え」などと脅されることで女性が萎縮し、結果として被害に遭ってしまう場合があります。

被害に遭わないために、民事における契約の一般論として

- 本人が承諾していなければ、その内容については契約として成立していない。
- 契約としては成立したとしても、錯誤に基づくものであれば、その契約は無効で守る必要はない。
- 詐欺・脅迫に基づくものや女性が成年年齢に達していない場合（18歳未満）は、契約を取り消すことができる。

ということ覚えておきましょう。



### 「JKビジネス」問題とは

主に大都市の繁華街を中心に、高校生らによるマッサージや会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られており、これらは「JKビジネス」などと呼ばれています。

「問題のないアルバイト」「手軽にお金を稼げるアルバイト」を装った募集広告により、高校生らが客と会話をするだけだと思って「JKビジネス」などで安易に働き、客から性的な被害やつきまといなどの被害のほか、インターネット上に個人情報を書き込まれるなどのトラブルが発生しており、深刻な問題となっています。

## 警察への相談事例

### ○ 「リフレ」と呼ばれる店での被害

制服やパジャマ姿になって、客の身体をマッサージしたり添い寝をしたりする「リフレ」と呼ばれる店で働いていた女子高校生が、客の求めに応じて身体を接触させるなどのサービスを行わされた。

### ○ 「コミュ」と呼ばれる店での被害

客と会話やゲームなどをする「コミュ」と呼ばれる店で働いていた女子高校生が、店内の個室で性的な被害に遭った。

### ○ その他の相談

店を辞めたいのに辞めさせてもらえない。

客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。

客に何度もつきまとわれた。



## 被害に遭わないために

### 《子どもたちへ》

#### ○ 「JKビジネス」の危険性を認識しよう

性被害に遭ったり、警察に捕まってからでは取り返しがつきません。

「簡単にお金を稼ぎたい」「友達もやっているし大丈夫」などと安易に考えず、その仕事の危険性や自分の将来についてしっかりと考えましょう。

断り切れない誘いや強引な誘いなどに困ったときは、勇気を持って家族や学校、警察など周囲の信頼できる大人に相談しましょう。

### 《保護者の方へ》

#### ○ 家庭内でのコミュニケーションが大切

摘発された「JKビジネス」などの店舗で働いていた高校生らを対象に行われた調査では「JKビジネスなどで働いていることを学校や保護者のほとんどが認知していない」という結果が明らかとなっています。

#### ○ 子どもたちを被害から守るために

- ・ 子どものアルバイト先の内容におかしな点はないか
- ・ 小遣いなどの額にそぐわない高価な物を持っていないか

などについてしっかりと把握していただき、日頃から子どもたちとのコミュニケーションを図ることが大切です。

## 青少年愛護条例

兵庫県では青少年を「JKビジネス」などの被害から守るため、青少年愛護条例において、青少年の性を売り物とする「JKビジネス」などに繋がるおそれのある営業を「有害役務営業」と定義しており、対象となる店舗の営業者に対して

- 青少年を店舗で働かせたり、働くよう勧誘したりする行為の禁止
- 青少年を客として立ち入らせたり、客となるように勧誘したりする行為の禁止

○ 店舗には従業員名簿の備付けや青少年立入禁止の掲示等を義務づけなどの禁止行為や義務規定による規制が行われています。

県警では各種法令の適用による厳正な取り締まりや稼働する高校生らの補導活動などを通じて、少年の健全育成を推進しています。

## 被害に遭われた方へ

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」などに関する被害、各種トラブルで悩んでいる方は、全国に設置している警察相談専用電話「#9110」やお近くの警察署、交番に相談してください。

また、非行などの少年問題に関する相談は、少年相談電話「ヤングトーク」や少年サポートセンターでも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

### ○ 少年相談室「ヤングトーク」

無料ダイヤル 悩んだら トーク  
TEL 0120-786-109

受付時間 9:00～17:00

(夜間、土日、休日は留守番電話にて対応)



《少年課》《保安課》

## 春の行楽期における山岳遭難の防止 ～しっかり準備で安全登山～

春は気候が良く、各地で多数の登山客が見込まれますが、それに伴って、道迷いや滑落などの山岳遭難の発生が懸念されます。

登山などをする際は、次の点に注意し、遭難防止に努めてください。

### 兵庫県下の山岳遭難発生状況

#### ○ 態様別特徴

最も多いのが「道迷い」で、無計画な登山や急なルート変更で道に迷うケース、暗くなって道が分からなくなるケースが散見されます。

事前に登山計画を立ててルートの選定・確認を行うほか、登山中の安易なルート変更はやめましょう。

また、日没時刻を考え早めに下山しましょう。

#### ○ 場所別特徴

例年、六甲山系及び県南部での発生が約9割を占めていますが、県北部の山でも重傷事故や死亡事故が発生しています。

また、山の高低などに関わらず遭難する可能性があり、どんな山でも一瞬の気の緩みが滑落などの事故につながりますので、十分な休憩をとりつつ、慎重に行動しましょう。

### 登山計画を立てていますか？届出をしていますか？

#### ○ 登山計画の策定

登山計画は、できる限り参加者全員で策定して、日程やルート、装備品などを全員に周知しておくことが大切です。

##### ・ 日程、ルート

最も体力や経験がない人を基準にルートを選ぶほか、日程や時間に余裕のある計画を立てましょう。

##### ・ 装備

低い山でも侮ることなく、スマートフォン（携帯電話）や予備バッテリー、ラジオ、地図、方位磁石、非常食、ライトなどを必要に応じて持参し、天気や気温の変化に備えて、雨衣や防寒衣も準備しましょう。



○ 登山届の提出

登山計画を立てたら登山届を作成し、家族や職場、所属する山岳会、入山地を管轄する警察署（管轄署が不明な場合は警察本部地域企画課）に提出しましょう。

万が一、遭難してしまったときに捜索救助の重要な手掛かりとなります。

なお、登山届に決まった様式はありませんが、次の手順で兵庫県警察のホームページからも取得できますので活用してください。

※ 手順：トップページから「Q & A」→「許認可、警察証明、遺失・拾得、各種届出等に関する事」→「登山届を出すには？」を順にクリック

兵庫県警察本部に送付する場合

郵 送 先：〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部地域企画課

FAX番号：(078)341-5535

○ オンライン登山届受理システム「コンパス」をご存じですか？

兵庫県警察では山岳安全対策ネットワーク協議会が運営するオンライン登山届受理システム「コンパス」に提出された登山届の情報を遭難者の捜索などに活用しています。

「コンパス」を利用すれば、インターネット上で簡単便利に登山届を作成・提出することができます。

「コンパス」には兵庫県警察のホームページや次のURL等からもアクセスできますので、ご利用ください。

URL

<https://www.mt-compass.com>

二次元コード



検索ワード

登山のコンパス

検索

## 安全な登山に向けて

### ○ 万全な体調で臨みましょう

登山中に心臓などの病気で亡くられる事案が発生しています。

日頃からトレーニングなどを通じて体力や登山技術を養うとともに万全な体調で登山に臨みましょう。

体調が悪いときは登山を控えましょう。

### ○ 単独登山は危険です

単独登山はトラブル発生時の対処がグループ登山に比べて困難になることが多いことから、信頼できるリーダーを中心とした複数人による登山に努めましょう。

### ○ 「119 ばんつうほうプレート」をご存じですか？

六甲山の登山道には、神戸市消防局が位置情報などを記した「119 ばんつうほうプレート」を設置しており、通報時にプレートの番号を告げるだけで通報者の位置が分かります。

警察は消防と連携していますので、110 番通報の際はプレートの番号を教えてください。

なお、姫路市の雪彦山や明神山などにも同様のプレートが設置されています。

### ○ 地図アプリなどでGPS情報の取得ができます

携帯電話の位置情報（GPS）サービスの設定をONにした上で、Google マップなどの地図アプリにより位置情報を取得することで、より正確な位置情報を知ることができます。

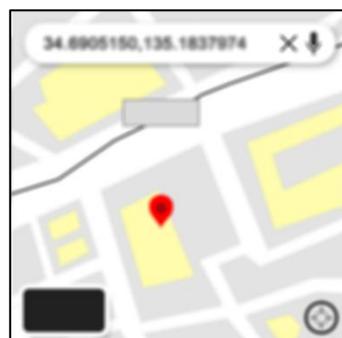
表示された緯度・経度を 110 番通報時に伝えることにより、迅速な救助活動につながります。

### ○ ヘリコプターに合図してください

警察や消防では、山岳遭難者などの捜索救助活動にヘリコプターを活用しています。

捜索のヘリコプターが近くまで来れば、ヘリコプターから発見しやすいように、次のような合図を送ってください。

- ・ 周囲と比較して目立つ色の物で、大きく合図する。
- ・ 鏡やカメラのフラッシュ等でヘリコプターに光を向ける。
- ・ 樹木が密生している場所を避けて合図する。



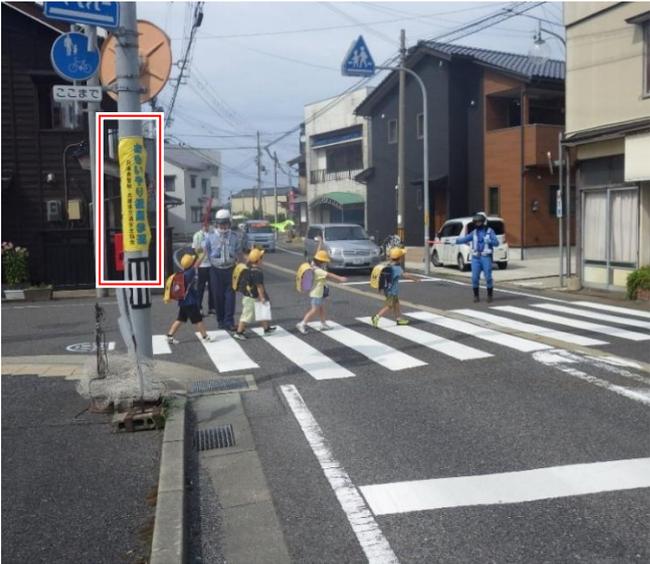
《地域企画課》

**春の全国交通安全運動**  
 ～交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけよう！～

<b>運動期間</b>	令和8年4月6日(月)から4月15日(水) ○「交通安全意識を高める日」 4月6日(月) ○「交通事故死ゼロを目指す日」 4月10日(金) ○「横断歩道おもいやりの日」 4月11日(土) ○「高齢者交通安全の日」 4月15日(水) ○「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」 4月15日(水)
<b>運動重点</b>	1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

**おもいやり横断歩道を指定**

- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道には、下図のようなシートやステッカーが示されています。
- 「渡れない横断歩道の情報提供メール BOX」により提供された情報や各警察署の管内の交通情勢、住民の要望などにより交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に県下 61 か所（令和8年1月末現在）が指定されています。



## 横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中！！

横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラス！  
特に信号機のない横断歩道において実践しよう！！

### ■ 横断歩道合図（アイズ）運動プラス

#### ● 横断歩道合図（アイズ）運動

- ・ 横断歩道を渡る場合、歩行者は手を上げて運転者に横断合図（手を上げる動作とアイコンタクト）をしましょう！
- ・ 運転者は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の動作とアイコンタクトで合図をしましょう！



#### ● 横断歩道手前減速運動

運転者は、ダイヤモンドマーク（この先に横断歩道または自転車横断帯があること）を見たら、アクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者などがいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！



## 明るい服装と反射材の活用

早朝や薄暮、夜間などに外出する際は、**明るい服装**（白色、黄色など）と**反射材**を着用し、運転者に自分の存在をアピールしましょう。



人がいるの見えるか？



反射材が入っている靴

ライトなしで見えやすい色は白色・黄色です！  
色によって見え方が違うので明るい服を着用しましょう。



## 服装の色別に見えるまでの距離を比べて見ると・・・



ヘッドライト  
下向き(ロービーム)

黒っぽい服装  
約2.6m

明るい服装  
約3.8m

反射材着用  
5.7m以上

※ 車のヘッドライト右側の角度は対向車に眩しくないよう、左側より少し下向きに照射されるようになっています

## ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

春季（3月～5月）のライト点灯推奨時間は午後5時からです。

運転者は夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

また、自転車を運転する場合も同様に早めのライト点灯をお願いします。

季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時
<b>春季（3月～5月）</b>	<b>午後5時</b>
夏季（6月～8月）	午後6時

### 【ハイビームとロービームの違い】

- ハイビーム（上向き）…正式名称は「走行用前照灯」  
照射距離約 100 メートル



- ロービーム（下向き）…正式名称は「すれ違い用前照灯」  
照射距離約 40 メートル



夜間、ロービームで走行中の車が歩行者と衝突する死亡事故が発生しています。暗い道ではハイビームを活用し、歩行者を早期に発見すれば、悲惨な事故を回避することができます。

運転者はハイビームの活用をお願いします。

### 夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行  
※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 昼間より速度を落とした運転

## 歩行者の方へ

高齢の歩行者が亡くなった交通事故の半数以上は、自宅から半径 500 メートル以内で発生しています。

自宅近くの通り慣れた道こそ、交通状況を熟知しているだけに油断が生じやすく危険です。

歩行者も交通ルールを守り、しっかり安全確認を行いましょう。

夕方から夜間にかけて外出する際は、ご自身を運転者から早く発見してもらうためにも明るい色の服装を心掛け、反射材や懐中電灯などを活用しましょう。

# Information

インフォメーション

令和 7 年 6 月

兵庫県警察

知ってますか？歩行者の交通ルール

<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">赤信号での横断</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 2万円以下の罰金 または料料</p>	<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">横断歩道付近で横断歩道を渡らない</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 2万円以下の罰金 または料料</p>	<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">斜め横断</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 2万円以下の罰金 または料料</p>	<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">歩道等ある道路で歩道等を歩かない</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 2万円以下の罰金 または料料</p>
<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">車両の直前・直後の横断</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 2万円以下の罰金 または料料</p>	<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">横断禁止場所での横断</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 2万円以下の罰金 または料料</p>	<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">道路で寝る等</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 5万円以下の罰金</p>	<div style="background-color: green; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">遮断踏切に立ち入る</div> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">※罰則 1万円以下の料料</p>

横断歩道は歩行者優先！！  
 ★守りましょう横断歩道での交通ルール★

○ 実践しよう横断歩道合図（アイズ）運動プラス

<div style="background-color: blue; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">横断歩道合図（アイズ）運動</div> <div style="display: flex;"> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>① 道路を横断する時は横断歩道のあるところを選びましょう。</p> </div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>② 横断歩道を渡る場合、歩行者は接近して来る車のドライバーに合図を送りましょう。（手を挙げる動作とアイコンタクト）</p> </div> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; color: blue;">+</div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>③ ドライバーは歩行者に「渡ってください」の横断合図を送りましょう。（手を挙げる動作とアイコンタクト）</p> </div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>④ 歩行者は安全確認し、横断歩道を渡りましょう。ドライバーは、歩行者が通過するのを確認した後、発進しましょう。</p> </div>	<div style="background-color: blue; color: white; text-align: center; padding: 2px; font-weight: bold;">横断歩道手前減速運動</div> <p>ダイヤマークは「この先に横断歩道または自転車横断帯があること」を意味しています。このマークを見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう。</p>
--	--

これ違反です

横断歩道またはその手前の直前で停止している車等がある場合は一時停止しなければなりません。

## 全ての座席でシートベルト、チャイルドシートの着用をしましょう

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減させるなど、様々な効果があります。

シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければなりません（病気などのやむを得ない理由がある場合を除く）。

また、6歳未満の子どもに対してはチャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス（肩ベルト）をしっかり締めるなどの適切な使用をお願いします。

体格などの事情によりシートベルトを適切に着用することができない場合は、6歳以上の子どもであってもチャイルドシートの着用をお願いします。

**シートベルト・チャイルドシートは  
体格に合わせ、  
正しい姿勢で  
使用しましょう!**

6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長<sup>※</sup>などの体格に合わせましょう。  
※日本自動車工業会や日本自動車連盟においては、身長150cm未満を目安として推奨

ベルトは首や腹部にかからないようにし、腰をしっかり固定しましょう。

画像提供：  
日本自動車連盟 (JAF)  
モデル身長140cm

**NG**

首が危険!  
お腹が危険!

学童用チャイルドシートを使用していない場合

大人用シートベルトでは首やお腹にベルトがかかって危険です

**OK**

肩にかかる  
骨盤にかかる

学童用チャイルドシートを使用した場合

ベルトが首にかからず、腰をしっかり支えます

事故時の危険の詳細は裏面に! >>>

シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会

## 自転車の交通事故防止

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる身近で手軽な環境にやさしい交通手段です。

自転車乗車中の交通事故では、多くが自転車側にも法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかりと守りましょう。

2026年4月1日から

～ 自転車への **青切符の導入!** ～  
交通反則通告制度  
対象は **16歳以上!**

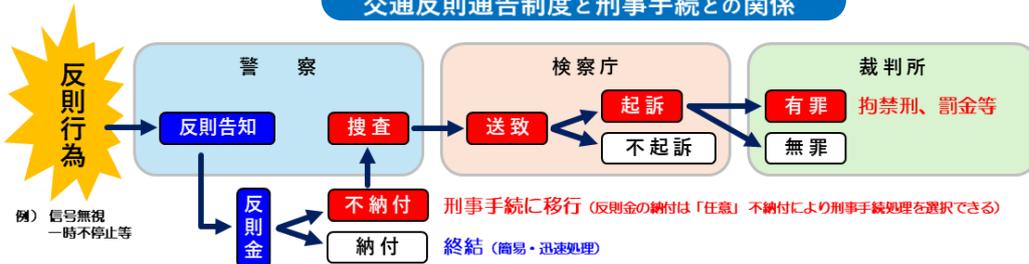


詳しくは  
こちら

令和8年4月1日に施行される  
自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)	反則行為の種類	反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持) ※1		12,000	指定横断等禁止違反	
放置駐停車違反	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	12,000	車間距離不保持	
	上記以外	10,000	進路変更禁止違反	
駐停車禁止場所等	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	11,000	追い付かれた車両の義務違反	
	上記以外	9,000	乗合自動車発進妨害	
速断踏切立入り		7,000	割り込み等	
速度超過	25km以上30km未満	12,000	交差点右左折等合図車妨害	
	20km以上25km未満	10,000	交差点優先車妨害	
	15km以上20km未満	7,000	緊急車妨害等	
	15km未満	6,000	交差点等進入禁止違反	
駐停車禁止場所等	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	9,000	無灯火	
	上記以外	7,000	減光等義務違反	5,000
駐停車禁止場所等	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	8,000	合図不履行 ※1	5,000
	上記以外	6,000	合図制限違反 ※1	5,000
信号無視	赤色等	6,000	警音器吹鳴義務違反 ※1	5,000
	点滅	5,000	乗車積載方法違反	
通行区分違反			軽車両整備不良	
追越し違反			自転車制動装置不良 ※1	
踏切不停止等			泥はね運転	
交差点安全進行義務違反		6,000	転落等防止措置義務違反	
環状交差点安全進行義務違反			転落積載物等危険防止措置義務違反	
横断歩行者等妨害等			安全不確認ドア開放等	
安全運転義務違反			停止措置義務違反	
通行禁止違反			公安委員会遵守事項違反	
歩行者用道路徐行違反			通行許可条件違反	
歩行者等側方安全通過義務違反			歩道徐行等義務違反 ※2	
急ブレーキ禁止違反			路側帯進行方法違反	
法定横断等禁止違反			並進禁止違反	
路面電車後方不停止			軌道敷内違反	
優先道路通行車妨害等			道路外出右左折方法違反	
環状交差点通行車妨害等	5,000		交差点右左折方法違反	3,000
徐行場所違反			環状交差点左折等方法違反	3,000
指定場所一時不停止等			軽車両乗車積載制限違反	
幼児等通行妨害			制限外許可条件違反	
安全地帯徐行違反			原付等牽引違反	
被側方通過車義務違反			自転車道通行義務違反 ※2	
通行帯違反			警音器使用制限違反	
道路外出右左折合図車妨害				

### 交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。



# ご存じですか？ 自転車の歩道通行ルール



2026年4月1日から青切符による自転車の取締りが始まります！

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識・道路標示がある歩道は、普通自転車で通行することができます。



「普通自転車歩道通行可」  
の道路標識・道路標示

この標識標示がある歩道は、  
例外的に自転車で通ることが  
できます。  
ただし、どんな走り方でも  
いいわけではありません。



## 歩道を通行する時のルール（原則）

- ① 通行できるのは**普通自転車だけ**  
車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えない  
などの一定の基準を満たすもの  
※タンDEM自転車や牽引自転車等はダメ
- ② **車道寄り**を通行  
歩道の中央から車道寄りの部分を通行してください
- ③ 通行する速度は**徐行**  
徐行とは、すぐに止まれる速度のことです
- ④ **歩行者を優先**  
歩行者の通行を妨げそうなときは、必ず「一時停止」  
してください ※ベルを鳴らして避けてもらうのはダメ

上記①～④に違反した場合

※ 2026年4月1日から

- ①、②：通行区分違反（反則金 6,000円）
- ③、④：歩道徐行等義務違反（反則金 3,000円）

また、道路標識・道路標示がない歩道でも、次のようなときは、普通自転車で通行することができます。

### このような方が運転するとき

70歳以上の方

一定の身体障害を  
有する方



13歳未満の方

### やむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため  
車道の左側を通行することが難しいとき



苦しく自動車の交通量が多い、  
車道の幅が狭いなど、  
通行すると事故の危険があるとき

子どもや高齢者等は、  
無理して車道を  
走らないで！



兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

## 法定速度改正

令和8年9月1日から、生活道路（主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路）の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

道路標識や道路標示で最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

決められた速度の範囲内であっても道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて安全な速度で走りましょう。

**生活道路<sup>※</sup>における自動車の法定速度が引き下げられます!!**

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

**▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽**

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

《交通企画課》